

平成 17 年 6 月 府議会定例会

請願文書表

平成17年6月定例会請願書受理一覧表

調査課

付託委員会名	件数	備考（分割したもの）
総務常任委員会	1	—
厚生労働常任委員会	1	—
文教常任委員会	1	1
農林商工常任委員会	1	1
建設常任委員会	—	—
警察常任委員会	—	—
計	4	1 (延べ2件)

受 理 番 号	第 441 号	受理年月日	平成17年 6月29日	付託委員会	総務常任委員会
請 願 者	中 川 清 生 ほか552人	紹 介 議 員		清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる	
件 名	J R山陰本線高架列車騒音等に係る防音、防振等の措置に関する請願				
要 旨	昭和51年3月に、旧国鉄により高架化された西日本旅客鉄道株式会社の山陰本線京都駅ー丹波口駅間（七条通から五条通まで）については、高架化された当時は通過列車の本数も少なく、また二条駅ー京都駅間の上り特急列車等の平均速度も遅かったため、沿線住民に対する騒音・振動等による被害や影響は比較的軽微であった。 平成2年3月に、山陰本線京都駅ー園部駅間の電化が完成するとともに、急激に列車の本数の増加とスピードアップがはかられた。 平成16年11月1日現在で、昭和51年当時と比較してみると、列車本数が2.16倍の1日188本に、上り通過列車の平均速度も50%増の63km/hと高速化されており、このため騒音は列車騒音レベル最大値87.1デシベル、同等値騒音レベル67.1デシベルに達し、振動も最大値63.2デシベルを計測している。 こうした騒音・振動公害は、私たちの地域において、健康で文化的な住民生活や各種の環境に重大な影響を及ぼし、観光都市京都にあって多くの観光客が求める静謐な情緒を壊している状況にあるといえる。 については、騒音・振動に係る法令に基づく規制・指導権限は京都市にあるところではあるが、この度の京都ー園部間複線化事業に併せて西日本旅客鉄道株式会社による適切な防音、防振等の措置が実現するよう、京都府においても尽力されるよう請願するものである。				

受 理 番 号	第 439 号	受 理 年 月 日	平成 17 年 6 月 29 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	自由法曹団京都支部 支部長 村 井 豊 明	紹 介 議 員	光 永 敦 彦 島 田 敬 子		
件 名	監視カメラに関する設置及び利用基準の条例化に関する請願				
要 旨	<p>「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の論議が計画策定委員会によって進もうとしている。安心・安全な街づくりは、誰もが願うことである。しかし、この計画（たたき台）のなかに、「プライバシーへの配慮とともに、必要な地域や施設における防犯カメラ、スーパー防犯灯や子ども緊急通報装置の導入」が挙げられている。</p> <p>現実に、京都でも監視カメラは、各地に広く設置されているが、監視カメラは、「かなり効果があった」と指摘される一方で、「監視カメラ自体に犯罪をなくす効果はない。社会から疎外されて犯罪に走る人を減らすことこそが本当に必要な対策だ」、「カメラで監視することは、プライバシーの侵害と背中合わせでもある」（以上 5 月 22 日付け朝日新聞）と指摘されている。</p> <p>ところが、「令状はなかったが、警察の要請であれば断れるわけがない」として画像データ（ビデオテープ等）が提供され、「容疑者逮捕から 3箇月経つがテープはまだ返却されていない」（5 月 11 日付け京都新聞）という実態もある。</p> <p>私たちは、本来監視カメラの必要がない社会を作り上げることに全力を挙げることが必要だと考えている。やむを得ずカメラの設置が必要だとしても、「みだりに撮影されない自由の保護」の立場から、京都府や自治体、商店街などが監視カメラの設置を進めようとする場合、プライバシー保護を最大限重視し、プライバシー保護との調和を図った上で必要最小限の対策として、監視カメラの設置と利用に関する基準を条例化すべきと考える。</p> <p>については、増え続ける監視カメラのもとで、プライバシー保護の立場から、監視カメラの設置と利用に関する条例を制定するよう請願する。</p>				

なお、条例化に当たっては、次の事項を盛り込んだものとすべきである。

- 1 国及び地方公共団体の機関だけでなく、個人住居をのぞく公共的空間に設置されるカメラについては、知事への届出制とする。
- 2 カメラの設置目的は府民等の権利保護を目的とする。
- 3 設置及び管理責任者を明確化し、個人情報の秘匿義務を徹底させ、特別な条件の場合を除き、目的以外には利用・提供を禁ずること。特別な条件は、以下の場合とする。
 - (1) 個人の生命・身体又は財産を守るため等緊急かつやむを得ないと認める場合
 - (2) 犯罪捜査等の目的による要請を受けた場合
- 4 警察からの要請による場合も、令状等なしでの画像データ等の提供、持ち出しを禁止する。
- 5 府民からの苦情の申し立てについて審議する機関を設け、必要に応じて改善の命令・勧告等がおこなえるようにする。

受 理 番 号	第 440の1号	受理年月日	平成17年 6月29日	付託委員会	文教常任委員会
請 願 者	農林業と食料・健康を守る京都連絡会 代表 佐々木 幸夫	紹 介 議 員		新 井 進 原 田 完	
件 名	安全性に疑義のあるアメリカ産牛肉の輸入禁止継続を求めるに関する請願				
要 旨	去る5月6日、食品安全委員会は「月齢20箇月未満の牛はBSE検査の対象外」とする全頭検査緩和の答申を行った。これを受け政府は、5月24日、北米産牛肉と国内産牛肉の「リスクの同等性」の評価について再諮問した。しかし、北米産牛肉の安全性評価を抜きに、アメリカの圧力に応える形で輸入再開を急ぐ政府の姿勢に、国民の大きな批判の声が上がっている。				

国民の安全性に対する不安を裏付けるかのように、6月10日、アメリカで2頭目となるBSE感染牛が発見された。これは、1度目の検査ではシロ判定を受けたものを、行政監査組織の要請で、より精度の高い再検査を行った結果、陽性と認定されたものである。これまでも、アメリカ国内では感染を疑われる牛の存在がたびたび指摘されており、そうした牛が甘い検査をすり抜けていた可能性は否定できない。

北米産牛肉の安全性をめぐっては、これまで多くの問題点が指摘されている。肉骨粉の混ざった家畜の飼料が豚、鶏には使用されており、交差汚染の危険があること、目視による月齢判定は可能なのか、危険部位の完全除去の不徹底など、国民の不安が何ら解消されないまま輸入再開に向けたレールが敷かれることに大きな不安を感じざるを得ない。

輸入再開に向けた消費者の反対意見は、厚生労働省に寄せられたもので9割を超えている。

については、こうした圧倒的多数の消費者の不安の声を解消するためにも、次の事項について請願する。

1 京都府に対して、次の事項を要請すること。

府内の学校給食には、国産牛肉の使用を基本に、府内産牛肉の積極活用をはかること。

受 理 番 号	第 440の2 号	受 理 年 月 日	平成17年 6月29日	付 託 委 員 会	農林商工常任委員会
請 願 者	農林業と食料・健康を守る京都連絡会 代表 佐々木 幸夫	紹 介 議 員		新 井 進 原 田 完	
件 名	安全性に疑義のあるアメリカ産牛肉の輸入禁止継続を求めることに関する請願				
要 旨	去る5月6日、食品安全委員会は「月齢20箇月未満の牛はBSE検査の対象外」とする全頭検査緩和の答申を行った。これを受け政府は、5月24日、北米産牛肉と国内産牛肉の「リスクの同等性」の評価について再諮問した。しかし、北米産牛肉の安全性評価を抜きに、アメリカの圧力に応える形で輸入再開を急ぐ政府の姿勢に、国民の大きな批判の声が上がっている。 国民の安全性に対する不安を裏付けるかのように、6月10日、アメリカで2頭目となるBSE感染牛が発見された。これは、1度目の検査ではシロ判定を受けたものを、行政監査組織の要請で、より精度の高い再検査を行った結果、陽性と認定されたものである。これまでも、アメリカ国内では感染を疑われる牛の存在がたびたび指摘されており、そうした牛が甘い検査をすり抜けていた可能性は否定できない。 北米産牛肉の安全性をめぐっては、これまで多くの問題点が指摘されている。肉骨粉の混ざった家畜の飼料が豚、鶏には使用されており、交差汚染の危険があること、目視による月齢判定は可能なのか、危険部位の完全除去の不徹底など、国民の不安が何ら解消されないまま輸入再開に向けたレールが敷かれることに大きな不安を感じざるを得ない。 輸入再開に向けた消費者の反対意見は、厚生労働省に寄せられたもので9割を超えており、 については、こうした圧倒的多数の消費者の不安の声を解消するためにも、次の事項について請願する。				
1 国に対して、次の内容の意見書を提出すること。 アメリカ産牛肉は、全頭検査など日本と同等の安全対策が確実に実施されるまで、輸入を再開しないこと。					
2 京都府に対して、次の事項を要請すること。 牛肉の原産地表示が徹底されるよう、国と協力して指導と監視を強めること。					